

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定改正を行うこととする水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第96回）での審議の結果、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について、下表中央欄に掲げる基準値を新たに設定します。

なお、改正後の基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値	現行の基準値
4- [(5 <i>S</i>)-5-(3, 5-ジクロロ-4-フルオロフェニル)-5-(トリフルオロメチル)-4, 5-ジヒドロ-1, 2-オキサゾール-3-イル] - <i>N</i> - [(4 <i>R</i>)-2-エチル-3-オキソ-1, 2-オキサゾリジン-4-イル] -2-メチルベンズアミド並びにその(5 <i>R</i> , 4 <i>R</i>)、(5 <i>R</i> , 4 <i>S</i>)及び(5 <i>S</i> , 4 <i>S</i>)異性体の混合物（別名イソシクロセラム）	0.02mg/l	—
2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル＝(ジブチルアミノチオ)メチルカルバマート（別名カルボスルファン）	カルボスルファンとして0.01mg/l、且つ、2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル＝メチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg/l	—
エチル＝ <i>N</i> -[2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ] - <i>N</i> -イソプロピル-β-アラニナート（別名ベンフラカルブ）	ベンフラカルブとして0.023mg/l、且つ、2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル＝メチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg/l	—

なお、「*N*-ベンジル-7-*H*-プリン-6-アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジ

ルアミノプリン) 」については、現行の基準値 (0.16mg/l) から変更はありません。